

第 2 章

災 害 予 防 对 策

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者との協議及び原子力防災専門官との連携等

1 原子力事業者との防災業務計画に関する協議及び防災要員の現況等の届出の受理

(1) 防災業務計画に関する協議

県は、原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点からその計画案を受理し協議するものとする。

(2) 防災要員の現況等の届出の受理

県は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、それを受理し、把握しておくものとする。

2 原子力事業者からの報告の徴収と立入検査

県は、必要に応じ、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施すること等により、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認するものとする。

なお、立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯するものとする。

3 原子力防災専門官との連携

県は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練の実施、緊急事態応急対策拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等について、平常時より原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。

第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 県と関係機関相互の連携体制

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、関係市町、原子力事業者その他防災関係機関

との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るものとする。

その際、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 機動的な情報収集体制

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び関係市町と協力し、必要に応じヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、自動車電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国及び関係市町とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

県は、関係市町及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような原子力発電所に関する資料、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部設置予定施設、対策拠点施設に適切に備え付けるものとする。

原子力発電所に関する資料

イ 原子力事業者防災業務計画等 (資料1-2-1~2)

ロ 原子力発電所の施設配置図 (資料1-4-1)

ハ 原子力発電所のプラント系統図 (資料1-4-2)

- 二 原子力発電所周辺地域図 (資料1 - 4 - 3)
- 社会環境に関する資料
- イ 周辺地域の人口、世帯数(原子力発電所との距離別、方位別、災害時要援護者の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する情報を含む。)
- 人口に関する資料 (資料2 - 3 - 1 ~ 5)
- ロ 周辺一般道路、高速道路、鉄道、港湾、ヘリポート及び空港等交通手段(道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、滑走路の長さ等の情報を含む。)
- 道路及び陸上輸送に関する資料 (資料2 - 3 - 6 ~ 9)
- 港湾及び海上輸送に関する資料 (資料2 - 3 - 10 ~ 13)
- ヘリポート及び航空輸送に関する資料 (資料2 - 3 - 14 ~ 16)
- ハ 避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物及びあらかじめ定める避難計画(位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。)
- 避難者収容施設に関する資料 (資料2 - 3 - 17 ~ 18)
- 二 周辺地域の特定施設(幼稚園、学校、診療所、病院、老人福祉施設、身体障害者援護施設、刑務所等の原子力発電所との距離、方位等についての情報を含む。)
- 周辺地域の特定施設に関する資料 (資料2 - 3 - 19)
- ホ 緊急時被ばく医療施設(初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関それぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等の情報を含む。)
- 緊急時被ばく医療施設に関する資料 (資料2 - 3 - 20 ~ 22)
- ヘ 対策拠点施設周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法
- 物資等の調達に関する資料 (資料2 - 3 - 23 ~ 24)
- 放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料
- イ 周辺地域及び海域の気象・海象(過去2年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化に関する情報等を含む。)
- 気象・海象に関する資料 (資料2 - 3 - 25 ~ 27)
- ロ 平常時環境放射線モニタリング(過去2年間の統計値)
- 平常時環境放射線モニタリングに関する資料 (資料2 - 3 - 28 ~ 31)
- ハ 周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等
- 飲料水に関する資料 (資料2 - 3 - 32 ~ 33)
- 二 農林水産物の生産及び出荷状況
- 農林水産物に関する資料 (資料2 - 3 - 34 ~ 40)

防災対策に活用する施設、設備、資機材等 (関係章節において掲載)

イ 通信連絡設備等に関する資料

ロ 防護資機材等に関する資料

ハ 広報施設等に関する資料

ニ モニタリング設備・機器に関する資料

ホ 医療活動用資機材等に関する資料

防災対策の実施に関する資料 (関係章節において掲載)

イ 各種協定、規制等に関する資料

ロ 各種要領、様式等に関する資料

ハ その他

3 通信手段の確保

県は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力発電所からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のとおり、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うものとする。

(1) 専用回線網の整備

県は、国及び関係市町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

県は、国と連携し、対策拠点施設と県及び関係市町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

県は、県防災行政無線回線について、地上系と衛星系の2重ルート化を実施しており、原子力防災への活用と維持・管理に努めるものとする。

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、地域衛星通信ネットワークの可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

県は、災害情報を迅速に収集するため、画像伝送システム、ヘリコプターテレビ電送システムの構築と活用に努めるものとする。

県は、NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくものとする。

通信連絡設備等に関する資料(資料2-3-41~45)参照

第4節 災害応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

また、検討結果等については、第3章「災害応急対策」に反映させるものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

県は、原子力事業者から、原子力発電所において事故が発生してモニタリングポストでの1マイクロシーベルト/時以上の放射線量検出の通報を受けた場合、又はそれに先行する事象が検知されて通報を受けた場合など、原子力発電所における事故の影響が周辺住民に及び、又は及ぶおそれがあると認められる場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

県は、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象（以下「特定事象」という。）発生の通報を受けた場合、知事を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。災害対策現地本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。

3 対策拠点施設における立ち上げ準備体制等

(1) 対策拠点施設における立ち上げ準備体制

県は、特定事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び関係市町と協力して、対策拠点施設における立ち上げ準備を行えるよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(2) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

県は、国が現地事故対策連絡会議を対策拠点施設において開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、現地に配置される原子力防災専門官等と協議してあらかじめ派遣職員を指定するとともに、対策拠点施設への派遣手段等も定めておくものとする。

4 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会等の体制

(1) 原子力災害合同対策協議会の設置

県は、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合は、同法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、関係市町とともに原子力災害合同対策協議会を組織し、対策拠点施設に設置するものとする。

なお、県は、原子力災害合同対策協議会の運営について、あらかじめ原子力防災専門官、関

係市町と協議し、その運営要領を定めておくものとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会の県の構成員

原子力災害合同対策協議会は、国の原子力災害現地対策本部長及び県の災害対策現地本部長並びに関係市町のそれぞれの災害対策本部長及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、原子力安全委員会、独立行政法人放射線医学総合研究所（以下「放射線医学総合研究所」という。）独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「日本原子力研究開発機構」という。）等の専門家が必要に応じ出席することとされている。このため、県は現地における対応方針を定める少人数のグループのメンバー、原子力災害合同対策協議会の県の構成員及びその派遣方法について、地域の実情等を勘案し、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会の作業グループに配置する県の職員

対策拠点施設において、原子力災害合同対策協議会のもとに原子力発電所の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避状況の把握等の機能別に分けた作業グループを設け、国、県、関係市町及び原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの作業グループに配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておくものとする。

5 専門家の派遣要請手続き

県は、原子力事業者より特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

6 防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする経済産業省、関係道府県、関係市町、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の防災関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

7 応援要請等に基づく受け入れ体制

(1) 広域的な応援協力体制等

県は、緊急時における広域的な応援について、隣接県等との応援協定の締結及び県内の関係市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。

県は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行っておくものとする。

広域応援協定等の締結状況（資料2-4-1）参照

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域緊急援助隊等

県警察は、警察庁、東北管区警察局及び他の都道府県警察と協力し、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊等の受け入れ体制などの整備を図るものとする。

8 自衛隊派遣要請体制

県は、自衛隊への災害派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、活動拠点の確認等の受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

9 対策拠点施設の平常時の活用、維持・管理等

(1) 対策拠点施設の指定又は変更

県は、原災法第12条の規定により、対策拠点施設の指定又は変更について、経済産業大臣から意見を求められた場合は、意見を経済産業大臣に提出するものとする。

(2) 対策拠点施設の平常時の活用

県は、対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

(3) 対策拠点施設の施設・設備等の整備、維持・管理

県及び国は相互に連携して、対策拠点施設の施設・設備、備え付けの防護資機材及び資料等について適切に整備、維持・管理を行うものとする。

10 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 安全確保のための資機材の整備

県は、国及び関係市町と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

放射線防護資機材等の整備状況(資料2-4-2)参照

(2) 国、関係市町及び原子力事業者との情報交換

県は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、関係市町及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第5節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

(1) 情報項目の整理

県は、国及び関係市町と連携し、特定事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理しておくものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

県は、的確な情報を常に伝達できるよう、体制及び県防災行政無線、広報車両等の施設・装備の整備を図るものとする。

広報施設等の状況(資料2-5-1)参照

(3) 住民相談窓口の設置等

県は、国及び関係市町と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(4) 災害時要援護者等への情報伝達体制の整備

県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び関係市町と連携し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(5) 多様なメディアの活用体制の整備

県は、FM電波を利用した文字多重放送、ホームページ(インターネット)、広報用電光掲示板、有線放送、CATV等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

報道機関一覧(資料2-5-2)参照

第6節 モニタリング体制等の整備

県は、緊急時における原子力発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時より環境放射線モニタリングを実施するとともに、緊急時環境放射線モニタリング(以下「緊急時モニタリング」という。)実施要領の策定、モニタリング設備・機器の整備・維持、モニタリング要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時モニタリング実施体制を整備するものとする。

1 緊急時モニタリング実施要領の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時モニタリング実施要領を策定するものとする。

2 モニタリング設備・機器の整備・維持

県は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するためモニタリングステーション、モニタリングポイント、積算線量計、可搬型計測用機器等の

環境モニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努めるものとする。

県所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2 - 6 - 1）参照

東北電力(株)所有の環境モニタリング設備・機器の整備状況（資料2 - 6 - 2）参照

環境放射線監視システム図（資料2 - 6 - 3）参照

気象・海象観測機器の整備状況（資料2 - 6 - 4）参照

3 モニタリング要員の確保

県は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員及びその役割等をあらかじめ定めておくものとする。

4 緊急時モニタリングの体制及び役割

県は、モニタリング班とその指揮下のモニタリングチームで構成するモニタリング実施組織及びモニタリング班長、チームの役割等を定めておくものとする。

5 関係機関との協力体制の整備

(1) 国、原子力事業者との連携

県は、国、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し平常時より緊密な連携を図るものとする。

(2) モニタリング要員の受け入れ等

県は、国、日本原子力研究開発機構、原子力事業者等から派遣される緊急時モニタリング要員等の受け入れ体制及び役割分担について整備するものとする。

(3) 空及び海からのモニタリング体制の整備

県は、陸上自衛隊と連携し、ヘリコプターによる空からのモニタリング体制を整備するものとする。また、県は、海上自衛隊及び宮城海上保安部と連携し、巡視艇等による海でのモニタリング体制を整備するものとする。

(4) 気象状況に関する資料等の入手

県は、緊急時において、放射性物質及び放射線による影響の早期把握に必要な気象に関する予報警報及び気象情報等を迅速に受けるため、仙台管区气象台と緊密な連携体制を整備するものとする。

6 緊急時放射線影響予測システム

県は、国、原子力事業者と連携し、必要に応じ平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDIネットワークシステム」という。）モニタリング情報共有システム及び環境放射線監視システムとを接続するなど情報伝達のネットワークの整備・維持に努めるものとする。

第7節 避難収容活動体制の整備

1 避難計画の作成についての支援

県は、関係市町に対し、国及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難誘導計画（退避等措置計画）をあらかじめ作成するよう支援するものとする。

2 避難所等の整備についての助言

（1）避難所の整備

県は、関係市町に対し、地域防災センター、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するよう助言するものとする。

なお、避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるよう助言するものとする。

（2）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

県は、関係市町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言するものとする。

（3）コンクリート屋内退避体制の整備

県は、関係市町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制を整備するよう助言するものとする。

3 災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備についての助言

県は、関係市町に対し、高齢者、障害者、外国人その他のいわゆる災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導体制を整備するよう助言するものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備についての助言

県は、関係市町に対し、関係市町が避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう助言するものとする。

5 避難所・避難方法等の周知についての助言

県は、関係市町に対し、避難所・避難方法、屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。

第8節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、原子力安全委員会、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港等から現地までの先導体制等）についてあらかじめ定めておくものとする。

2 交通管理体制等の整備

(1) 道路交通管理体制の整備等

県は、県の管理する情報板等の道路交通関連設備について、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

(2) 広域的な交通管理体制の整備

県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

(3) 運転者の義務等についての周知

県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者のとるべき措置について周知を図るものとする。

(4) 道路管理の充実

県は、国及び市町村の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保のため、道路状態を適正に整備するとともに、道路被害状況の迅速な把握と情報の提供に努めるなど、道路管理の充実に努めるものとする。

第9節 救助・救急及び消火資機材等の整備

1 救助・救急活動用資機材等の整備及び助言

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、関係市町と協力し、ヘリコプター等に必要な資機材の整備に努めるとともに、関係市町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言するものとする。

2 消火活動用資機材等の整備及び助言

県は、消火活動用資機材の整備について、平常時から関係市町、原子力事業者等と連携を図るとともに、関係市町に対し、原子力発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制を整備するよう助言するものとする。

第10節 緊急時医療体制等の整備

県は、原子力災害時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等を実施するため、緊急時被ばく医療（以下「緊急時医療」という。）活動実施要領等の策定、放射線測定資機材等の整備、医療要員の確保、関係機関との協力体制の確立等緊急時医療実施体制を整備するものとする。また、県は、原子力発電所内で発生した労働災害（被ばく、汚染をともなう負傷者が発生した場合、被ばく、汚染をともなう可能性のある負傷者が発生した場合及びその他社会的影響等を考慮し、県において必要と認めた場合）に対処できるよう同様の体制を整備するものとする。

1 緊急時医療活動実施要領等の策定

県は、原子力安全委員会が定める指針に基づき、緊急時医療活動実施要領等を策定するものとする。

2 医療活動用資機材等の整備

(1) 放射線測定資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

緊急時医療設備等の整備状況（資料2 - 10 - 1）参照

(2) 資料の収集、整理

県は、緊急時医療の実施についての資料を収集、整理しておくものとする。

3 緊急時被ばく医療派遣チーム派遣要請体制

県は、緊急時の医療体制の充実を図るため、放射線医学総合研究所を中心とした緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請手続きについてあらかじめ定めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

4 緊急時医療要員派遣体制の整備・維持

県は、国と協力し、緊急時医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急時医療要員派遣体制を整備・維持するものとする。

5 専門医療機関における体制等の整備

緊急時医療を行う専門医療機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

県は、国、関係市町及び原子力事業者と協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、関係市町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行うものとする。

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

なお、防災知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他のいわゆる災害時要援護者に十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

放射性物質及び放射線の特性に関すること

原子力発電所の概要に関すること

原子力災害とその特性に関すること

放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

コンクリート屋内退避所、避難所に関すること

緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること

第12節 防災業務関係者に対する研修

(1) 他機関の行う研修の活用

県は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用するものとする。

(2) 研修の実施

県は、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、県は、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実に努めるものとする。

原子力防災体制及び組織に関すること

原子力発電所の概要に関すること

原子力災害とその特性に関すること

放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

緊急時モニタリングの実施方法及び機器に関すること

原子力防災対策上の諸設備に関すること

緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

緊急時医療（応急手当を含む）に関すること

その他緊急時対応に関すること

第13節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定等

(1) 要素別訓練等の計画策定

県は、国、原子力事業者等防災関係機関の支援のもと、以下に掲げる防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

災害対策本部等の設置運営訓練

対策拠点施設への参集、原子力災害合同対策協議会の設置運営訓練

緊急時通信連絡訓練

緊急時モニタリング訓練

緊急時医療訓練

周辺住民に対する情報伝達訓練

周辺住民避難訓練

(2) 総合的な防災訓練の計画作成への参画

県は、国が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、緊急時モニタリング、住民等に対する情報提供、住民避難及び緊急時医療等県が行うべき防災対策に関する具体的な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

県は、訓練計画に基づき、国、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の各要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施するものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

県は、国が原災法第13条に基づき作成する総合的な防災訓練の対象となった場合には、実施計画に基づいて必要に応じ住民の協力を得て、国、関係市町、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

(1) 実践的な訓練の工夫

県は、訓練を実施するにあたり、経済産業省の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上、迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫するものとする。

(2) 訓練の事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかに

して、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

(3) 訓練方法及び事後評価の方法の見直し

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

第14節 原子力発電所上空の飛行規制

原子力発電所等上空の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりである。

(1) 東京航空局仙台空港事務所の規制措置

東京航空局仙台空港事務所長は、航空機に対し、原子力発電所施設附近の上空の飛行はできる限り避けるか、又は安全高度を確保するよう規制措置を行うものとする。

(2) 航空自衛隊の措置

航空自衛隊は、松島飛行場から訓練空域等への進出等の飛行経路及び金華山東側空域の使用要領等に従い、訓練機等を飛行させることとしている。

航空自衛隊が実施する措置(資料2-14-1)参照

第15節 災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。